

## 令和6年度港区立小中学校給食代替者補助金のお知らせ

港区では、食物アレルギーや宗教等により学校給食の提供を受けることができない小・中学生の保護者に対し、教育費の負担を軽減し、教育環境の充実を図るために、補助金を交付します。補助金の交付を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、以下のとおりご申請ください（他の制度で給食費全額の給付を受けている場合は、対象外です）。

### 1 対象者

以下の（１）～（２）すべてに当てはまる保護者の方が対象となります。

- （１）お子様が、令和6年度に港区立小・中学校に在籍していること。
- （２）お子様が、食物アレルギー等の医師の診断又は宗教上の理由により、「一切の給食提供を受けずに弁当持参」または「牛乳以外の給食提供を受けずに弁当持参」をしていること。

※ 年度の途中で弁当持参に切り替わった場合、または、給食の提供を受け始めた場合は、弁当を持参した期間のみが対象となります。

### 2 補助金額

補助金額については、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間の、学校の給食提供日における登校回数（弁当持参回数）に応じて決定します。

令和6年度の補助金額の1食単価は以下のとおりです。補助金額の1食単価は年度ごとに決定します。

※ 他の制度により給食費の補助・免除を受けている方は、その内容に応じ補助金額を調整します。

※ 牛乳のみ給食提供を受けている場合は、牛乳単価（1食68円）を差し引いた補助金額とします。

区分		令和6年度 補助金額（単価）	
		1食（完全弁当持参）	1食（牛乳のみ給食提供あり）
小学校	低学年	323円	255円
	中学年	343円	275円
	高学年	369円	301円
中学校		448円	380円

### 3 申請受付期間

令和6年7月12日（金）～令和7年2月28日（金）

※ 申請受付期間以降に交付対象になった場合は、お問い合わせください。

### 4 申請の流れ

#### （１）申請書の受け取り

本制度対象となる方へ、港区教育委員会が申請書一式を送付します。

#### （２）申請手続き

港区ホームページから電子申請でご申請ください。

URLは、<https://logoform.jp/form/Mt5V/640025>

二次元バーコードからも、アクセス可能です。⇒



紙での提出も可能です。【記入例】を参考にご記入ください。

下記の書類を港区教育委員会事務局学務課保健給食係に郵送またはご持参ください。

- 【必須】① 令和6年度港区立小中学校給食代替者補助金交付申請書  
② 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）の写し

※ 電子申請の場合は、②は電子データでの添付となります。

※ 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに港区教育委員会へ変更届にて届け出てください。

### (3) 申請書受付

港区教育委員会が申請書（電子申請含む）を受け取り、学校に弁当持参回数を確認します。  
申請日によって、補助金の交付処理が異なりますので、ご承知おきください。

申請日	補助金の交付処理	
	前期（4～7月分）	後期（9～3月分）
令和6年8月30日（金）までに申請した場合	請求書（前期）を受理次第、交付処理を行います。	請求書（後期）を受理次第、交付処理を行います。
上記期限以降に申請した場合	請求書（前期及び後期分）を受理次第、交付処理を行います。	

### (4) 補助金の交付決定

交付決定通知書を送付します。

### (5) 補助金額の確定・請求

前期（4～7月分）と後期（9～3月分）に分けて算定し、交付額決定通知書を送付します。  
あわせて請求書を同封しますので、港区教育委員会へご返送ください。

※ マイナンバーカード（個人番号カード）を所持している場合は、電子申請での請求手続きも可能です。

### (4) 補助金の交付

補助申請者名義の銀行口座に、振り込みます。

申請日によって、前期（4～7月分）と後期（9～3月分）に分けての振込み又は一括振込みとなります。  
年度途中で転入・転出した場合は、補助金額の調整（一部返還を含む）をします。

## 5 その他

申請書等については、ホームページからダウンロードできます。

URLは、<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenkyushoku/kodomo/gakko/kyushoku/hojokin.html>

二次元バーコードからもご覧いただけます。⇒



## 6 問合せ・提出先

港区教育委員会事務局 学校教育部 学務課保健給食係  
〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 電話 03(3578)2735～2737  
受付時間 8:30～17:15（土・日曜日、祝日を除く）